

平成31年4月17日

改元に伴う文書の取扱いについて

平成31年4月30日をもって「平成」が終了し、同年5月1日から新元号「令和」となる予定ですが、本会が発信したり受理したりする書類等については原則、次のように取り扱うこととします。

- 1 改元される5月1日以降に発出する文書は、「令和」の日付にて作成します。
なお、改元を理由に、文書を再発信することはいたしません。
- 2 「平成」のうちに本会内部で決裁を得たものは、発番を「31 神社協○第□号」といたしますが、間違いではございません。
- 3 「平成」が既に印字・表記されている申請、届出の様式の場合、令和元年度中においては、訂正印による修正等を行いご提出いただくことで、処理いたします。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会